

「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

「中小企業の会計に関する指針」を次のように一部修正した。

修正指針（令和7年（2025年9月19日））	現行（令和5年（2023年5月10日））
<p>中小企業の会計に関する指針</p> <p>平成17年（2005年）8月1日 改正 平成18年（2006年）4月25日 改正 平成19年（2007年）4月27日 改正 平成20年（2008年）5月1日 改正 平成21年（2009年）4月17日 改正 平成22年（2010年）4月26日 改正 平成23年（2011年）7月20日 改正 平成25年（2013年）2月22日 改正 平成26年（2014年）2月3日 改正 平成27年（2015年）4月21日 改正 平成28年（2016年）1月26日 改正 平成29年（2017年）3月9日 改正 平成30年（2018年）3月12日 改正 平成31年（2019年）2月27日 改正 令和3年（2021年）8月3日 改正 令和5年（2023年）5月10日 修正 令和7年（2025年）9月19日</p> <p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p> <p>【総論】 （略）</p> <p>【各論】 （略）</p>	<p>中小企業の会計に関する指針</p> <p>平成17年（2005年）8月1日 改正 平成18年（2006年）4月25日 改正 平成19年（2007年）4月27日 改正 平成20年（2008年）5月1日 改正 平成21年（2009年）4月17日 改正 平成22年（2010年）4月26日 改正 平成23年（2011年）7月20日 改正 平成25年（2013年）2月22日 改正 平成26年（2014年）2月3日 改正 平成27年（2015年）4月21日 改正 平成28年（2016年）1月26日 改正 平成29年（2017年）3月9日 改正 平成30年（2018年）3月12日 改正 平成31年（2019年）2月27日 改正 令和3年（2021年）8月3日 最終改正 令和5年（2023年）5月10日</p> <p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会</p> <p>【総論】 （略）</p> <p>【各論】 （略）</p>
<p>【各論】</p> <p>修正指針（令和7年（2025年）9月19日）</p> <p>[貸倒損失・貸倒引当金]</p>	<p>現行（令和5年（2023年5月10日））</p> <p>[貸倒損失・貸倒引当金]</p>

修正指針（令和7年（2025年）9月19日）	現行（令和5年（2023年）5月10日）
<p>17. ～ 18. （略）</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第5条第4項、第78条、第103条 企業会計原則 第三・四、注解17 金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号） 第27項、第28項 金融商品会計に関する実務指針（移管指針第9号） 第122項～第125項 法人税法第52条 法人税法施行令第96条 法人税基本通達11-1-1</p>	<p>17. ～ 18. （同左）</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第5条第4項、第78条、第103条 企業会計原則 第三・四、注解17 金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号） 第27項、第28項 金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号） 第122項～第125項 法人税法第52条 法人税法施行令第96条 法人税基本通達11-1-1</p>
<p>[有価証券]</p> <p>19. ～ 24. （略）</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第5条第3項第1号、第2号、第6項、第74条第3項第1号へ、第4号イ、第82条第1項 金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号） 第15項～第23項 金融商品会計に関する実務指針（移管指針第9号）（令和元年（2019年）7月4日改正前） 第47項～第96項 法人税法第61条の3第1項第1号 法人税法施行令第68条、第119条の12</p>	<p>[有価証券]</p> <p>19. ～ 24. （同左）</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第5条第3項第1号、第2号、第6項、第74条第3項第1号へ、第4号イ、第82条第1項 金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号） 第15項～第23項 金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）（令和元年（2019年）7月4日改正前） 第47項～第96項 法人税法第61条の3第1項第1号 法人税法施行令第68条、第119条の12</p>
<p>[固定資産]</p> <p>33. ～ 39. （略）</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第5条第2項、第3項第2号、第153条第2項 企業会計原則 第一・五、注解3 企業会計原則 第三・五 固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会） 研究開発費等に係る会計基準（企業会計審議会） 三及び四 金融商品会計に関する実務指針（移管指針第9号） 第12項、第133項、第135項、第223項、第309項、第311項 法人税法第33条第2項 法人税法施行令第68条 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第21号） 第9項、第27項</p>	<p>[固定資産]</p> <p>33. ～ 39. （同左）</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第5条第2項、第3項第2号、第153条第2項 企業会計原則 第一・五、注解3 企業会計原則 第三・五 固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会） 研究開発費等に係る会計基準（企業会計審議会） 三及び四 金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号） 第12項、第133項、第135項、第223項、第309項、第311項 法人税法第33条第2項 法人税法施行令第68条 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第21号） 第9項、第27項</p>

修正指針（令和7年（2025年）9月19日）	現行（令和5年（2023年）5月10日）
<p>[純資産]</p> <p>68. ～ 71. （略）</p> <p>72. 株主資本等変動計算書</p> <p>(1) 株主資本等変動計算書 株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するものである。</p> <p>(2) 表示区分 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示に従う（第89項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照）。</p> <p>(3) 表示方法 株主資本等変動計算書に表示される各項目の当期首残高及び当期末残高は、当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期首及び期末残高と整合したものでなければならない。</p> <p>(4) 株主資本の各項目 当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。なお、当期純利益（又は当期純損失）は、株主資本等変動計算書において、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。</p> <p>(5) 株主資本以外の各項目 当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示又は注記することができる。</p> <p>(6) 注記事項 株主資本等変動計算書の注記事項については、第89項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照。</p> <p>[外貨建取引等]</p> <p>76. ～ 80. （略）</p> <p>【関連項目】 外貨建取引等会計処理基準（企業会計審議会）一 金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）第29項～第34項 外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（移管指針第2号） 金融商品会計に関する実務指針（移管指針第9号） 法人税法第61条の6～第61条の9</p>	<p>[純資産]</p> <p>68. ～ 71. （同左）</p> <p>72. 株主資本等変動計算書</p> <p>(1) 株主資本等変動計算書 株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するものである。</p> <p>(2) 表示区分 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示に従う（第88項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照）。</p> <p>(3) 表示方法 株主資本等変動計算書に表示される各項目の当期首残高及び当期末残高は、当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期首及び期末残高と整合したものでなければならない。</p> <p>(4) 株主資本の各項目 当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。なお、当期純利益（又は当期純損失）は、株主資本等変動計算書において、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。</p> <p>(5) 株主資本以外の各項目 当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示又は注記することができる。</p> <p>(6) 注記事項 株主資本等変動計算書の注記事項については、第88項の貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示参照。</p> <p>[外貨建取引等]</p> <p>76. ～ 80. （同左）</p> <p>【関連項目】 外貨建取引等会計処理基準（企業会計審議会）一 金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）第29項～第34項 外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（会計制度委員会報告第4号） 金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号） 法人税法第61条の6～第61条の9</p>

修正指針（令和7年（2025年）9月19日）			現行（令和5年（2023年5月10日）																																																																																																																								
法人税法施行令第122条第1項			法人税法施行令第122条第1項																																																																																																																								
〔個別注記表〕			〔個別注記表〕																																																																																																																								
83. 会社計算規則の規定			83. 会社計算規則の規定																																																																																																																								
会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている。また、それら以外であって、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。なお、個別注記表については、必ず「注記表」という1つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている。			会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている。また、それら以外であって、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。なお、個別注記表については、必ず「注記表」という1つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表などの注記事項として記載することも認められている。																																																																																																																								
ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表（①）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（②）については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されている。			ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表（①）や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表（②）については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されている。																																																																																																																								
（注記を要求される項目……○、注記を要求されない項目……×）			（注記を要求される項目……○、注記を要求されない項目……×）																																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">①</th> <th style="text-align: center;">②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 継続企業の前提に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(3) 会計方針の変更に関する注記</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(4) 表示方法の変更に関する注記</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(4-2)会計上の見積りに関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>(5) 会計上の見積りの変更に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>(6) 誤謬の訂正に関する注記</td><td style="text-align: center;">○ ※1</td><td style="text-align: center;">○ ※1</td></tr> <tr><td>(7) 貸借対照表に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(8) 損益計算書に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(9) 株主資本等変動計算書に関する注記</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(10) 税効果会計に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(11) リースにより使用する固定資産に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(12) 金融商品に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(13) 賃貸等不動産に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(14) 持分法損益等に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>(15) 関連当事者との取引に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(16) 一株当たり情報に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(17) 重要な後発事象に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(18) 連結配当規制適用会社に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> </tbody> </table>	項 目	①	②	(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×	(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○	(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○	(4-2)会計上の見積りに関する注記	×	×	(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×	(6) 誤謬の訂正に関する注記	○ ※1	○ ※1	(7) 貸借対照表に関する注記	×	○	(8) 損益計算書に関する注記	×	○	(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	(10) 税効果会計に関する注記	×	○	(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○	(12) 金融商品に関する注記	×	○	(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○	(14) 持分法損益等に関する注記	×	×	(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○	(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○	(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○	(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">①</th> <th style="text-align: center;">②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 継続企業の前提に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(3) 会計方針の変更に関する注記</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(4) 表示方法の変更に関する注記</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(4-2)会計上の見積りに関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>(5) 会計上の見積りの変更に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>(6) 誤謬の訂正に関する注記</td><td style="text-align: center;">○ ※1</td><td style="text-align: center;">○ ※1</td></tr> <tr><td>(7) 貸借対照表に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(8) 損益計算書に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(9) 株主資本等変動計算書に関する注記</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(10) 税効果会計に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(11) リースにより使用する固定資産に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(12) 金融商品に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(13) 賃貸等不動産に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(14) 持分法損益等に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td>(15) 関連当事者との取引に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(16) 一株当たり情報に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(17) 重要な後発事象に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(18) 連結配当規制適用会社に関する注記</td><td style="text-align: center;">×</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> </tbody> </table>	項 目	①	②	(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×	(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○	(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○	(4-2)会計上の見積りに関する注記	×	×	(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×	(6) 誤謬の訂正に関する注記	○ ※1	○ ※1	(7) 貸借対照表に関する注記	×	○	(8) 損益計算書に関する注記	×	○	(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	(10) 税効果会計に関する注記	×	○	(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○	(12) 金融商品に関する注記	×	○	(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○	(14) 持分法損益等に関する注記	×	×	(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○	(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○	(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○	(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
項 目	①	②																																																																																																																									
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×																																																																																																																									
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○																																																																																																																									
(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○																																																																																																																									
(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○																																																																																																																									
(4-2)会計上の見積りに関する注記	×	×																																																																																																																									
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×																																																																																																																									
(6) 誤謬の訂正に関する注記	○ ※1	○ ※1																																																																																																																									
(7) 貸借対照表に関する注記	×	○																																																																																																																									
(8) 損益計算書に関する注記	×	○																																																																																																																									
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○																																																																																																																									
(10) 税効果会計に関する注記	×	○																																																																																																																									
(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○																																																																																																																									
(12) 金融商品に関する注記	×	○																																																																																																																									
(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○																																																																																																																									
(14) 持分法損益等に関する注記	×	×																																																																																																																									
(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○																																																																																																																									
(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○																																																																																																																									
(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○																																																																																																																									
(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×																																																																																																																									
項 目	①	②																																																																																																																									
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×																																																																																																																									
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○																																																																																																																									
(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○																																																																																																																									
(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○																																																																																																																									
(4-2)会計上の見積りに関する注記	×	×																																																																																																																									
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×																																																																																																																									
(6) 誤謬の訂正に関する注記	○ ※1	○ ※1																																																																																																																									
(7) 貸借対照表に関する注記	×	○																																																																																																																									
(8) 損益計算書に関する注記	×	○																																																																																																																									
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○																																																																																																																									
(10) 税効果会計に関する注記	×	○																																																																																																																									
(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○																																																																																																																									
(12) 金融商品に関する注記	×	○																																																																																																																									
(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○																																																																																																																									
(14) 持分法損益等に関する注記	×	×																																																																																																																									
(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○																																																																																																																									
(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○																																																																																																																									
(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○																																																																																																																									
(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×																																																																																																																									

修正指針（令和7年（2025年）9月19日）			現行（令和5年（2023年5月10日）		
(18-2) 収益認識に関する注記	○ ※2	○ ※2	(18-2) 収益認識に関する注記	○ ※2	○ ※2
(18-3) <u>国際最低課税額に対する法人税等に関する注記</u>	○ ※3	○ ※3	<u>(新設)</u>		
(19) その他の注記	○	○	(19) その他の注記	○	○
<p>※1 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。</p> <p>※2 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。</p> <p>※3 <u>グローバル・ミニマム課税制度の適用対象で、損益計算書上、国際最低課税額に対する法人税等の金額を法人税等の金額に含めて表示しており、その金額が重要な場合に注記が必要となる²⁸。</u></p> <p>※脚注 ²⁸ <u>会社計算規則第115条の3第1項、法人税法第4条、第6条の2、第82条等を参照</u></p> <p><u>個別注記表の例示</u> (会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）</p> <p>イ 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。 (会計方針の変更) 従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、……により当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微で</p> </div>			<p>※1 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。</p> <p>※2 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に基づく会計処理を行う場合に注記が必要となる。</p> <p>(脚注追加)</p> <p><u>個別注記表の例示</u> (会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1) 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）</p> <p>イ 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。 (会計方針の変更) 従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、……により当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微で</p> </div>		

修正指針（令和 7 年（2025 年）9 月 19 日）

現行（令和 5 年（2023 年 5 月 10 日）

す。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成 10 年（1998 年）4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年（2016 年）4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	○年～○年
構築物	○年～○年
機械及び装置	○年～○年
工具、器具及び備品	○年～○年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	○年～○年
のれん	○年～○年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

す。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成 10 年（1998 年）4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年（2016 年）4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	○年～○年
構築物	○年～○年
機械及び装置	○年～○年
工具、器具及び備品	○年～○年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられます。

この場合には、以下のような記載を追加することが考えられます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	○年～○年
のれん	○年～○年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

